

平成 30 年度 地産地消コーディネーター派遣事業 実施要領

平成 30 年 6 月 20 日

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構

（まちむら交流きこう）

1 事業のねらい

「学校等施設給食における地場産物の利用拡大」

地域で生産された農林水産物を地域で消費する「地産地消」は、味覚や鮮度の良さ、産地が近いという安心感等から消費者の支持を集め、食育効果を期待する学校給食や健康増進を志向する施設給食等の現場でも、地場産農林水産物・食品（以下「地場産物」という）の使用が広がっています。

しかしながら、生産現場と学校等施設給食現場の間では、地場産物の供給体制、品質、量、価格などの面で課題があり、これらの課題を解決し、利用拡大を進める調整組織や調整役の存在が求められています。

この事業では、学校等施設給食の現場における地場産物の利用拡大と定着に向けて、地域からの申請に基づき、地場産物の利用拡大や供給体制づくり等に詳しい専門家(地産地消コーディネーター)の派遣を実施します。

※地場産農林水産物・食品とは、都道府県の区域において生産された農林水産物及び、その農林水産物を原材料として製造された加工品のことをいう。

2 派遣希望の募集期間

平成 30 年 6 月 21 日（木）～7 月 25 日（水）

上記期間内に、別紙様式 1「派遣希望シート」に必要事項を記入の上、下記事務局宛にメール、または FAX にてご送付ください。

※募集期間内に予定数に達しない場合は、9 月下旬まで募集を延長します。

3 派遣先(応募できる対象)

地産地消活動を推進する地域協議会、推進団体、学校、給食センター、自治体、JA、生産者組織等

4 派遣地域

全国 7 地域程度

各地域につき 3 回程度、専門家（1 名程度）を派遣します。

※当機構が同行する場合があります。

5 派遣時期

平成 30 年 8 月～平成 31 年 1 月

6 派遣の内容

(1) 派遣専門家

学校給食・施設給食等の地場産物の利用に関する知見・経験を有する人材

※本事業で登録する「地産地消コーディネーター」(栄養教諭や栄養士など給食実務経験者、生産者組織代表、行政担当者など)を中心に派遣します。

(2) 内容

学校等施設給食における地場産物の利用拡大に向けた現地指導

(取組例)

- ・地域の課題把握(関係者ヒアリング、現場訪問、資料確認など)
- ・地域協議会等への出席(アドバイス、事例紹介など)
- ・献立・加工品の開発検討(地場産物の確認、活用・加工法の検討など)
- ・研修会等への出席(事例紹介、相談会など)
- ・給食事業者等の理解増進(生産現場への訪問、生産者との交流など)
- ・生産者組織の育成(事例紹介、体制整備、生産品目の指導など)
- ・その他

※不特定多数を対象とした講演会などへの講師派遣は対象となりません。

7 派遣の決定

当事業の企画委員等と協議して、決定します。事業趣旨と異なる申請内容については派遣できません。派遣が決定しましたら、様式2「派遣申請書」の提出をお願いします。

8 派遣の経費

- (1)派遣する専門家の旅費(交通費・日当・宿泊費)及び謝金は当機構で負担します。
- (2)これ以外に経費(会場費・資料代・会議費・食材費・設備費等)を要する場合は、申請者側の負担となります。
- (3)本事業で実施する派遣報告会(東京都内を予定)の出席にかかる旅費(1名分)は、当機構で負担します。

9 派遣事業の成果と報告

(1) 派遣報告書(様式3)の提出

派遣記録を踏まえ、様式3「派遣報告書」を作成し、ご提出をお願いします。

なお、派遣時の記録(写真・議事録)の整理は、申請者側で行って下さい。

(2) 派遣報告会への出席

派遣事業での取組内容や専門家からの指導内容等を発表する派遣報告会で、事業内容等を報告して頂きます。この報告会は、地場産物利用を進めるための手法や方法、今後の課題解決にむけた情報共有の場とすることを目的に、一般参加者も募る公開方式で行います。

10 留意事項

(1) 本事業の成果目標について

本事業の実施を希望する場合は、派遣地区ごとに成果目標を設定し取り組んで頂くことが必須となります。目標の設定は以下のとおりです。詳しくは、様式2を参照ください。

①学校等施設給食における地場産物利用率の向上として品目、重量、金額など前年度対比3%増

※調査の対象や期間等は、任意設定とします。

※この目標設定についての地場産物の範囲は、市町村内産、または同一地区内産、もしくは同一都道府県内産とします。

②派遣地域が設定する目標の達成（選択制）

- ・新たな組織体制・連絡会などの立ち上げ
(中間調整組織の立ち上げ、調整役の確保、連絡調整会議等の開催回数の増加等)
- ・地場産物の供給拡大(同一市町村産、同一都道府県産等)
(使用品目、供給量、供給回数、供給者等の増加、新たな地場産物の掘り起し等)
- ・新たな商品・サービスの構築
(加工品の開発、保管保存方法の改善、新たな物流体制の構築等)
- ・地場産物活用に関する効果などの検証
(満足度調査、経済効果(売上金額等)教育効果(食育活動、郷土愛等)等)

(2) 派遣報告会(東京)への出席は必須としますので、必ずご出席ください。

(3) 本事業に関する資料には、「平成30年度国産農産物消費拡大事業」を活用していることを明記ください。

本事業の実施要領および申請書様式等は、以下ホームページ上で公開しています。

また、平成29年度地産地消コーディネーター派遣事業で実施した内容も掲載しておりますので、併せてご参考ください。

【一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 地産地消の取組のページ】

<https://www.kouryu.or.jp/service/chisanchisho.html>

地産地消コーディネーター派遣事業に関するお問合せ・お申込み先

(一財)都市農山漁村交流活性化機構(まちむら交流きこう)

業務第2部 地域活性化チーム 担当:上野・森岡・吉岡

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町45番地 神田金子ビル5F

Tel 03-4335-1984 FAX:03-5256-5211 E-mail:chisan@kouryu.or.jp

(別紙)

平成 30 年度 地産地消コーディネーター派遣事業 派遣の流れ

(一財)都市農山漁村交流活性化機構

■募集告知・申請受付：6月21日(木)～7月25日(水)

平成 30 年度 地産地消コーディネーター派遣事業 実施要領により、派遣先を募集します。派遣を希望する場合は、様式 1「派遣希望シート」に必要事項をご記入のうえ、事務局までご送付ください。

※募集期間内に予定数に達しない場合は、9月下旬まで募集を延長します。

■派遣先の決定：8月～(予定)(内容が確認でき次第、随時)

- ・派遣地域は、本事業の企画委員等と協議して決定し、その結果は、申請担当者宛に連絡いたします。
- ・派遣が決定したら、様式 2「派遣申請書」を記入し、事務局までご提出をお願い致します。

■専門家の現地派遣：8月～平成 31 年 1 月の間に、3 回程度。

- ・派遣日程や取組内容は、事務局や派遣専門家との間で調整いたします。
 - ・1 地区あたり、専門家 1 名程度で派遣することが可能です。
- ※派遣する専門家の旅費(交通費・日当・宿泊費)と謝金は当機構で負担します。

■派遣報告書の提出：平成 31 年 2 月

・予定回数の派遣終了後、原則として 2 週間以内に、様式 3「派遣報告書」を提出していただきます。

■派遣報告会の開催：平成 31 年 2 月、都内会議室

- ・派遣報告書を元に、派遣事業での取組や専門家の指導内容等を発表する報告会を開催します。
- ※派遣報告会に出席される方の出張旅費(1名分)は、当機構で負担します。

地産地消コーディネーター派遣事業に関するお問合せ・お申込み先

(一財)都市農山漁村交流活性化機構(まちむら交流きこう)

業務第 2 部 地域活性化チーム 担当：上野・森岡・吉岡

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 45 番地 神田金子ビル 5F

Tel 03-4335-1984 FAX:03-5256-5211 E-mail:chisan@kouryu.or.jp